

訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限度額の一本化
に係る関係法令の公布について（お知らせ）

訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限度額の本一本化に係る関係法令が、本日、別添のとおり公布されましたのでお知らせします。

内容については、若干の技術的な修正を除き、これまで課長会議等においてお示ししてきたものからの変更はありません。

各都道府県及び市町村におかれましては、御了知の上、平成14年1月（振替措置の弾力化による実質的な一本化の前倒しについては平成13年1月）からの実施に向け、準備に特段の御配慮をいただきますよう、よろしく願いいたします。

また、支給限度額の本一本化に関する御質問等につきましては、WAMNETのQ&Aのコーナーで適宜回答しておりますので、御参照下さい。

平成12年12月8日

介護保険課企画法令係



(号外)
大蔵省印刷局発行

目次

(省 令)

○介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生一四一)

(告 示)

○居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額の一部を改正する件(厚生三七四、三七五)

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同三七六)

○介護保険法施行規則第六十八条第四項及び第八十七条第三項に規定する厚生大臣が定めるところにより算定した費用の額の一部を改正する件(同三七七)

○短期入所サービス区分に係る介護保険法第四十三条第一項及び第五十五条第一項の規定により算定する額の特例に関して厚生大臣が定める基準及び額及び介護保険法施行規則第六十四条第一号に規定する厚生大臣が定める短期入所生活介護及び短期入所療養介護を廃止する件(同二七八)

省 令

○厚生省令第四百一十一号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第六項及び第十二項(第五十三条第四項において準用する場合を含む。)、第四十三条第一項及び第四項、第四十六条第八項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。)、第五十五条第一項及び第四項、第八十一条第二項、第五百五十三条並びに第二百四十四条の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十二年十二月八日
厚生大臣 坂口 力

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令
(介護保険法施行規則の一部改正)

第一条 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六十四条第一号中、「別に厚生大臣が定める短期入所生活介護、別に厚生大臣が定める短期入所療養介護」を削る。

第六十六条を次のように改める。

(居宅サービス区分)

第六十六条 法第四十三条第一項に規定する居宅サービス区分は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び福祉用具貸与からなる区分とする。

第六十七条第一項を次のように改める。

法第四十三条第一項の厚生省令で定める期間は、要介護認定有効期間に係る日が属する月についてそれぞれ当該月の初日からの一月間とする。

第六十七条第二項を削る。

第六十八条第一項及び第二項中「訪問通所サービス区分に係る」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第六十九条第一項中「通所リハビリテーション」の下に、「短期入所生活介護、短期入所療養介護」を加える。

第八十六条第一項を次のように改める。

法第五十五条第一項の厚生省令で定める期間は、要支援認定有効期間に係る日が属する月についてそれぞれ当該月の初日からの一月間とする。

第八十六条第二項を削る。

第八十七条第一項中「訪問通所サービス区分に係る」を削り、同条第二項を削る。

第八十八条第一項中「通所リハビリテーション」の下に、「短期入所生活介護、短期入所療養介護」を加える。

(表面)

(一)		(二)		(三)			
介護保険被保険者証		要介護状態区分等		給付制限	内容	期間	
有効期限	平成 年 月 日	認定年月日	平成 年 月 日			開始年月日	平成 年 月 日
被保険者	番号	認定の有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	居宅介護支援事業者及びその事業所の名称		開始年月日	平成 年 月 日
	住所	区分支給限度基準額	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			終了年月日	平成 年 月 日
	フリカナ	居宅サービス	1月当たり			開始年月日	平成 年 月 日
	氏名	（付加給付認定等事項）	サービスの種類			終了年月日	平成 年 月 日
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		大規模施設等	種類	入所年月日	平成 年 月 日
交付年月日	平成 年 月 日			名称	通所施設	通所年月日	平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印				種類	入所施設	入所年月日	平成 年 月 日
				名称	通所施設	通所年月日	平成 年 月 日

様式第一号中（表面）を次のように改める。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第二条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部改正）
 第三条 介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション又は福祉用具貸与に係る給付管理票の項中「訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション又は福祉用具貸与に係る給付管理票」を「給付管理票」に改め、同表短期入所生活介護又は短期入所介護に係る給付管理票の項を削る。

療養

様式第一（二）を削り、様式第一（一）を様式第一とする。

様式第五 (附則第二条関係)

居宅サービス介護給付費明細書
(病院・診療所における短期入所療養介護)

公費負担者番号		平成		年	月	分					
公費受給者番号		保険者番号									
被保険者	被保険者番号										
	(フリガナ) 氏名										
	生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	1. 男 2. 女					
	要介護状態区分	要支援・1・2・3・4・5									
認定有効期間	年	月	日	から							
	年	月	日	まで							
請求事業者	事業所番号										
	事業所名称										
	所在地										
	連絡先 電話番号										
居宅サービス計画	1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成										
	事業所番号										
事業所名称											
入所年月日	年	月	日	サービス提供日							
退所年月日	年	月	日	1	2	3	4	5	6	7	
短期入所 実日数				8	9	10	11	12	13	14	
				15	16	17	18	19	20	21	
				22	23	24	25	26	27	28	
				29	30	31					
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数等	公費対象単位数	摘要			
	合計										
	特定診療費	区分	保険分 (単位)	公費分 (単位)	傷病名						
1. 指導管理等				摘要							
2. 単純エックス線											
3. リハビリテーション											
4. 精神科専門療法											
5.											
6.											
合計											
請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定診療費			公費分特定診療費				
	①計画単位数										
	②限度額管理対象単位数										
	③限度額管理対象外単位数										
	④給付単位数										
	⑤単位数単価		円/単位	10円/単位			10円/単位				
	⑥給付率	/100		/100	/100			/100			
	⑦請求額 (円)										
⑧利用者負担額 (円)											
枚中 枚目											

備考 この用紙は、A列4番とすること。

様式第十二を削る。
 (介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正)
 第四条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令(平成十一年厚生省令第四十三号)の一部を次のように改正する。
 第十四条中「文書により」を削る。
 附則

(施行期日)
 第一条 この省令は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十三年一月一日から施行する。

(介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
 第二条 第一条の規定による改正前の様式による介護保険被保険者証は、当分の間、同条の規定による改正後の介護保険法施行規則の様式によるものとみなす。

(介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
 第三条 平成十四年一月一日前に行われた指定居宅サービスに係る介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求については、なお従前の例による。

告 示

○厚生省告示第三百七十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十三条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額(平成十二年二月厚生省告示第三十三号)の一部を次のように改正し、平成十三年一月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の第三号ただし書及び第六号ただし書の規定は、同日の属する月において、適用しない。
 平成十二年十二月八日

厚生大臣 坂口 力

第三号中「十分の一以上の端数があるときはこれを二に切り上げ、十分の一未満」を「一未満」に改め、「超過月以外の月において十四日を超えるときは十四日とし」を削り、「十四日から当該」を「訪問通所サービス区分に係る区分支給限度基準額に係る単位数を次に掲げる要介護状態区分に応じたそれぞれ次に掲げる単位数で除して得た数(一未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする)に相当する日数から」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、前月から短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを連続して利用している場合にあつては、当月における当該利用に係る日数は、三十日から前月における当該利用に係る日数を控除して得た日数を超えることができない。

区分に係る」を削り、同号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。
 備考中「第三号、第四号及び第六号」を「及び第二号」に改める。
 ○厚生省告示第三百七十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第四項及び第五十三条第二項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年二月厚生省告示第十九号)の一部を次のように改正し、平成十四年一月一日から適用する。ただし、同日前に行われた短期入所生活介護費及び短期入所療養介護費の算定については、なお従前の例による。
 平成十二年十二月八日

厚生大臣 坂口 力

別表中の注に次のように加える。
 別表中の注に次のように加える。
 6 利用者連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合において、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設短期入所療養介護費は、算定しない。
 別表中の注に次のように加える。
 6 利用者連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合において、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設短期入所療養介護費は、算定しない。

別表中の注に次のように加える。
 8 利用者連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合において、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養型病床短期入所療養介護費は、算定しない。
 別表中の注に次のように加える。
 5 利用者連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合において、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所療養型病床短期入所療養介護費は、算定しない。
 別表中の注に次のように加える。
 4 利用者連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合において、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、痴呆症型短期入所療養介護費は、算定しない。

厚生大臣 坂口 力

第一号中「訪問通所サービス区分(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)以下「施行規則」という。第六十六条第一号の規定する訪問通所サービス区分をいう。以下同じ。)」及び「訪問通所サービス区分に係る」を削り、第二号及び第三号を削り、第四号中「訪問通所サービス

別表中の注に次のように加える。
 3 利用者連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合において、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準額合診療所短期入所療養介護費は、算定しない。
 別表中の注に次のように加える。
 6 利用者連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合において、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護力強化型短期入所療養介護費は、算定しない。

○厚生省告示第三百七十七号
 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第六十八条第四項及び第八十七条第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則第六十八条第四項及び第八十七条第三項に規定する厚生大臣が定めることにより算定した費用の額(平成十二年二月厚生省告示第三十八号)の一部を次のように改正し、平成十四年一月一日から適用する。
 平成十二年十二月八日

厚生大臣 坂口 力

第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
 四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(2)、ロ(2)、ハ(2)、ニ(2)及びヘ(2)に係る費用の額

○厚生省告示第三百七十八号
 短期入所サービス区分に係る介護保険法第四十三条第一項及び第五十五条第一項の規定により算定する額の特例に関して厚生大臣が定める基準及び(平成十二年二月厚生省告示第二十七号)及び介護保険法施行規則第六十四条第一号に規定する厚生大臣が定める短期入所生活介護及び短期入所療養介護(平成十二年三月厚生省告示第九十二号)は、平成十三年十二月三十一日限り廃止する。
 平成十二年十二月八日